

令和8年2月閉会中(2月9日)

観光文化スポーツ部

産業観光委員会 【所管関係資料】

2月9日提出

令和 8 年 2 月 閉会中（2 月 9 日）
産業観光委員会
所管関係提出資料

令和 8 年 2 月 9 日
観光文化スポーツ部

【所管事項関係】

スポーツ振興課 新スタジアム整備に関する秋田市の方針と県の方針案について

3

新スタジアム整備に関する秋田市の方針と県の方針案について

令和8年2月9日
観光文化スポーツ部

1 秋田市の検討結果と方針について

秋田市では、新設とA S P スタジアム改修の各配置案を作成し、整備スケジュールや整備費、財政負担の観点等から比較検討を行い、市としての方針を取りまとめ、昨年12月24日に開催された三者協議（県、市、ブラウブリッツ秋田）において、次のとおり説明を行った。

（1）配置案

Jリーグのスタジアム基準等の要件を踏まえた標準的なモデルとして、5,000人規模、7,000～8,000人規模、10,000人規模の3パターンについて作成。

（2）各パターンの比較

（1）座席数

| | 5,000人規模 | 7～8,000人規模 | 10,000人規模 |
|----------------|----------|------------|-----------|
| 新設案 | 5,026席 | 7,770席 | 10,170席 |
| A S P スタジアム改修案 | 5,473席 | 7,583席 | 9,203席 |

（2）整備費

| | 5,000人規模 | 7～8,000人規模 | 10,000人規模 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 新設案 | 142億300万円 | 192億9,200万円 | 199億1,900万円 |
| うち国交付金等 | 約 57億円 | 約 74億円 | 約 76億円 |
| A S P スタジアム改修案 | 138億5,800万円 | 194億9,300万円 | 200億8,000万円 |
| うち国交付金等 | 約 27億円 | 約 47億円 | 約 49億円 |

※整備費には、設計や代替施設整備等の関連経費を含む。

（3）維持管理費（年額）

| | 5,000人規模 | 7～8,000人規模 | 10,000人規模 |
|----------------|----------|------------|-----------|
| 新設案 | 1億700万円 | 1億1,200万円 | 1億1,500万円 |
| A S P スタジアム改修案 | 1億500万円 | 1億1,000万円 | 1億1,300万円 |

（3）検討結果

①施設規模

- ・試算の結果、それぞれの施設規模において、新設と改修で整備費および維持管理費に大きな差はなかった。

②市財政への影響

- ・5,000人規模を新設する場合、整備費は約142億円が見込まれ、仮に市が単独で整備する場合、建設中で毎年約4～8億円、整備後15年間は、維持管理費と公債費で毎年約5億円程度の負担増が見込まれる。
- ・市単独で整備を進めた場合、財政健全化の観点から、長期間に渡り毎年約5億円を負担することは困難である。

（4）市としての方針

- ・整備費用がほぼ変わらず、国交付金等も新設が有利であることから、A S P スタジアムの改修は行わず、今後も維持する。
- ・5,000人規模であっても財政的な負担が大きく、仮に公設で整備するとしても、本市が単独では事業主体とならない。
- ・A S P スタジアムを維持していく必要があることから、事業主体とならない場合、原則として、新たなスタジアムの維持管理費は負担しない。

2 秋田市の方針等を踏まえた県の方針案について

- ブラウブリッツ秋田がJリーグで活躍することは、県民の一体感を醸成するとともに、スポーツツーリズムを通じた地域の賑わいや経済波及効果などを創出するものであり、全県各地で子ども達がスポーツに親しむ機会を提供するブラウブリッツ秋田の取組は、次世代にわたるスポーツ振興や学校部活動の地域展開の推進にも寄与するものである。
- 新スタジアム整備は、こうしたクラブの存続に大きく影響する取組であり、全県規模以上の大会会場となることも想定されるなど、公益性・広域性を有する事業でもあるが、厳しい財政状況に鑑み、その支援については一定の制約のもとで行っていく必要がある。
- このため、秋田市が実施した調査・検討結果等を踏まえ、「八橋運動公園内の新設」を基本としつつ、県民の理解に加え、ブラウブリッツ秋田を中心とした民間資金の調達を前提に、県と市が連携した公設での整備を推進していくこととし、今後、ブラウブリッツ秋田を含めた三者で協議を進め、その連携のあり方を基本協定に定めることとしたい。

(1) 整備主体

- ・整備地である八橋運動公園の管理者（土地所有者）であり、国の交付金の活用が最大限に見込める市が整備主体として設計・工事の発注等を担うのが適当と考える。
- ・県市が連携して整備を進めるための組織体制を構築し、関係業務を協力して行う。（ミルハスの整備の例による）

想定する交付金の例

| |
|--------------------|
| ①地域未来交付金（拠点整備事業） |
| ②地域未来交付金（インフラ整備事業） |
| ③社会資本整備総合交付金（公園事業） |
| ④防災・安全交付金（公園事業） |

※インフラ整備事業について、県では新県立体育馆に上限まで充当する計画を国に提出しているため、最長でR13まで活用不可

(2) スタジアム規模

- ・建設コスト縮減の可能性や運営時の収益性、ブラウブリッツ秋田の意向等を勘案しながら、市が示した「5,000人～10,000人規模」の配置案の中で検討する。

(3) 整備費

- ① **自治体負担の圧縮**
 - ・県市の負担を最小限とするため、国の交付金等を最大限に活用する。
 - ・ブラウブリッツ秋田を中心とした民間資金の調達については、県市の自治体負担※の計と同額以上を求める。
※自治体負担＝国の交付金や民間資金等を除いた実質的な自治体の負担
 - ・民間資金の調達を促すため、県市双方で企業版ふるさと納税等の受け皿づくりを行う。

② 県市の負担割合

- ・公益性や広域性のある施設の整備費として、県市がその一部を負担することとし、これまで県市が対等の立場で連携して取り組んできたことを踏まえ、自治体負担を両者の折半とする。

〈国の交付金等を除く負担割合〉

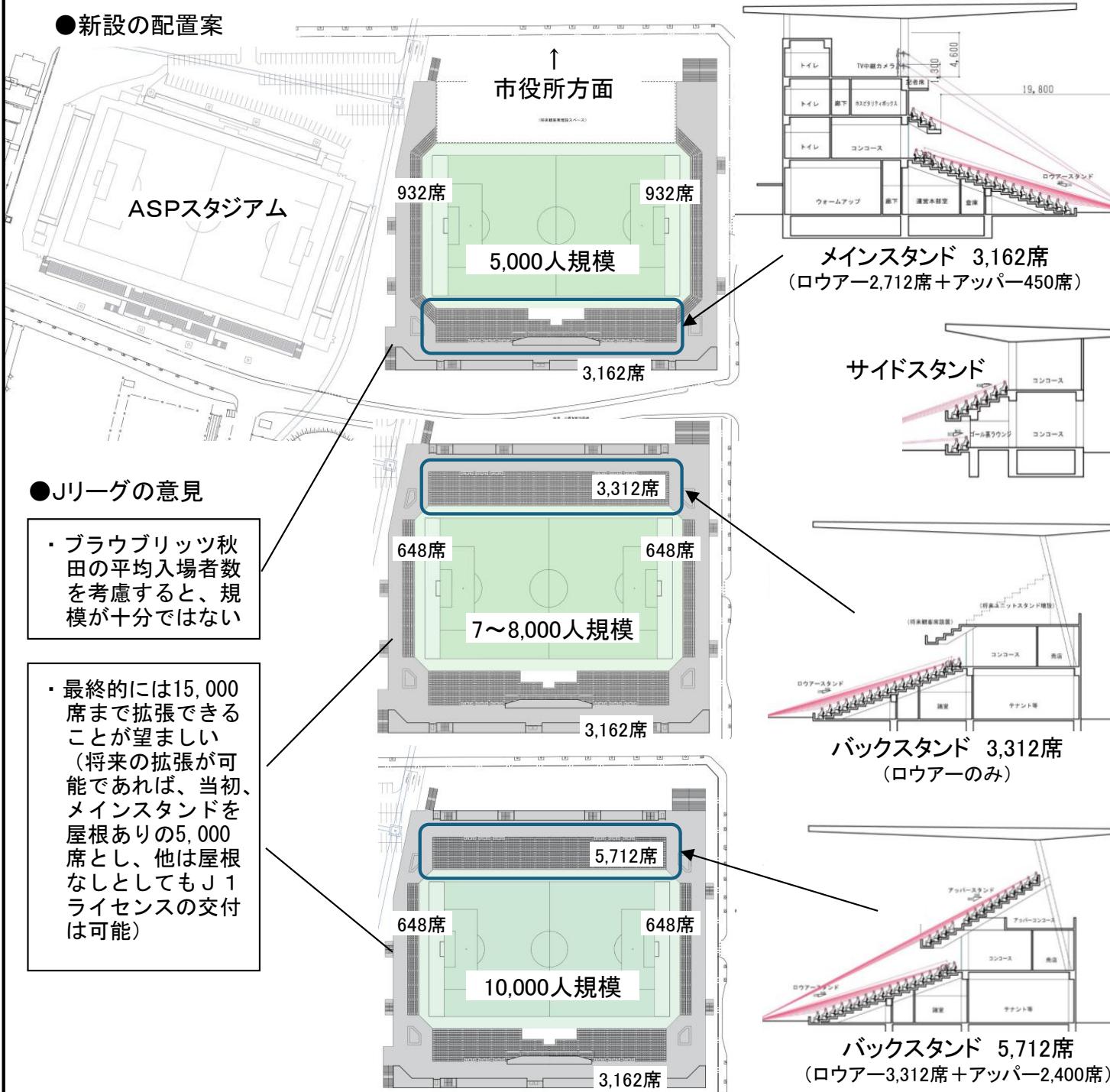
民間資金：県負担：市負担 = 2 : 1 : 1

(4) 維持管理費

- ・使用料の設定やネーミングライツの活用等により収益性の向上を図る一方、公益性のある施設として幅広い利用を受け入れていく観点から、県と市による自治体負担の必要性も併せて検討する。

【秋田市教育産業委員会資料から抜粋】

●新設の配置案



●Jリーグの意見

- ・ ブラウブリッツ秋田の平均入場者数を考慮すると、規模が十分ではない
- ・ 最終的には15,000席まで拡張できることが望ましい（将来的な拡張が可能であれば、当初、メインスタンドを屋根ありの5,000席とし、他は屋根なしとしてもJ1ライセンスの交付は可能）

(参考)Jリーグスタジアム基準

(入場可能数)

- ・ J1は15,000人以上、J2は10,000人以上（芝生席は観客席とはみなされない）
- ・ 椅子席で、J1は10,000席以上、J2は8,000席以上の座席があること（ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする）

ただし、原則としてJリーグ規約第34条に定める「理想のスタジアム」の要件を満たし、ホームタウン人口等の状況、観客席の増設可能性（特に敷地条件）、入場料収入確保のための施策等を踏まえて理事会が総合的に判断した場合、5,000人以上（全席個席であること）で基準を満たすものとする。

Jリーグ規約 第34条（理想のスタジアム）

- 公式試合で使用するスタジアムは、Jリーグスタジアム基準を充足することに加え、以下の要件を満たすことが望ましい。
 - フットボールスタジアムであること
 - アクセ性に優れていること
 - すべての観客席が屋根で覆われていること
 - 複数のホスピタリティラウンジやホスピタリティボックス、安定した通信環境を備えていること

Jリーグスタジアム基準2026年版抜粋

※下線部が追加

新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として屋根はすべての観客席を覆うこと。ただし、将来的な拡張工事や芝生育成等を考慮し、安全対策を確認の上Jリーグが認めた場合は、この限りではない。

【秋田市教育産業委員会資料から抜粋】

●施設整備費、維持管理費

新設の整備費

| 項目 | 5,000人規模 | 7~8,000人規模 | 10,000人規模 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 委託費等 | | | |
| 測量 | 22,000 | 22,000 | 22,000 |
| 地質調査 | 38,000 | 38,000 | 38,000 |
| 基本設計 | 170,000 | 201,000 | 212,000 |
| 実施設計 | 254,000 | 302,000 | 320,000 |
| 工事監理 | 236,000 | 296,000 | 319,000 |
| 備品費・他 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 小計 | 920,000 | 1,059,000 | 1,111,000 |
| 工事費 | | | |
| 既存物撤去 | 133,000 | 133,000 | 133,000 |
| 新設工事費 | 12,276,000 | 17,226,000 | 17,801,000 |
| 人工芝グランド 整備費 | 874,000 | 874,000 | 874,000 |
| 小計 | 13,283,000 | 18,233,000 | 18,808,000 |
| 合 計 ① | 14,203,000 | 19,292,000 | 19,919,000 |
| (参考) 人工芝グランド除く | 13,329,000 | 18,418,000 | 19,045,000 |

| 整備財源 | 金額 | 金額 | 金額 |
|------------------|-----------|------------|------------|
| 国交付金 | | | |
| 防災・安全交付金 | 4,152,080 | 5,872,181 | 6,080,168 |
| 第2世代交付金 ※ | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| toto助成金(グランド 整備) | 48,000 | 48,000 | 48,000 |
| 合 計 ② | 5,700,080 | 7,420,181 | 7,628,168 |
| 事業主体負担額 ①-② | 8,502,920 | 11,871,819 | 12,290,832 |

●想定スケジュール

市の財政負担の算出根拠



◆申請主体によって活用できる財源比較

| 財源種別（国交付金） | 市申請 | 県申請 | 備 考 |
|---|-----------------|-----------------|--|
| 地域未来交付金 (拠点整備事業分) 補助率1/2（上限15億円） | ○ 15億円 上限 | △ 15億円 上限 | <ul style="list-style-type: none"> ・1団体で15億円/年度及び 1計画で15億円/年度の条件あり ・県は新県立体育馆に充当 ※年度間の事業費調整が必要 (R7) 1.1億円 (R8) 2.8億円 (R9) 4.1億円 (R10) 7.0億円 |
| 地域未来交付金 (インフラ整備事業分) 補助率1/2 (上限 中核市20億円、 県 50億円) | ○ 20億円 上限 | × | <ul style="list-style-type: none"> ・県は新県立体育馆に上限50億円 を充当しており最長でR13年度 まで活用できない <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">地域未来交付金 で申請主体によ り差が生じる</p> |
| 社会资本整備交付金 (都市公園等事業) 補助率1/2 | ○ | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園内の運動施設として充 当可能 ・防災施設としての位置づけ必要 ・県は新県立体育馆に充当 |
| 防災・安全交付金 (都市公園等事業) 補助率1/2 | ○ | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園内の運動施設として充 当可能 ・防災施設としての位置づけ必要 ・県は新県立体育馆に充当予定 |

※交付金要綱等により判断したもので、国に直接確認した結果ではない

◆地域未来交付金の概要

| 類型 | 交付上限額 | | | 補助率 |
|-------------|--|---|---|-------------------------------|
| | 都道府県 | 中枢中核都市 | 市町村 | |
| 地域未来 交付金 | ソフト事業 ・1団体当たり国費15億円/年度 | ・1団体当たり国費15億円/年度 | ・1団体当たり国費10億円/年度 | 1/2 |
| | 拠点整備 事業 ・1団体当たり国費15億円/ ・1事業当たり国費15億円 | ・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円 | ・1団体当たり国費10億円/年度 ・1事業当たり国費10億円 | 1/2 |
| | インフラ整備 事業 ・1団体当たり事業計画期間中の 総国費 50億円 (单年度目安10億円) | ・1団体当たり事業計画期間中の 総国費 20億円 (单年度目安4億円) | ・1団体当たり事業計画期間中の 総国費 10億円 (单年度目安2億円) | 1/2 等 ※各省庁の 交付要綱に 従う |

(参考)ミルハス整備事例と県方針案との比較

| | ミルハス事例 | 新スタジアム (県方針案) |
|-------------------|--|--|
| 整備主体 (工事等の発注者) | 県 ・知事名で契約行為 | 市 ・市長名で契約行為 |
| 土地所有者 | 県 | 市（都市公園内） |
| 費用負担 (建設費) | 県57.5%、市42.5% ※1 ・全額県で予算措置 (市から負担金徴収) | 県50%、市50% ・全額市で予算措置 (県から負担金拠出) |
| 費用負担 (維持管理費) | 県57.5%、市42.5% ※1 | 使用料やネーミングライ ツ等の収入確保を図りつ つ、多目的利用の観点か ら行政負担について検討 する |
| 整備の組織体制 | 県（文化振興課） ・市から職員派遣 | 市 ・必要に応じて県から職 員を派遣 |
| 条例設置 | 県・市 | 市 |
| 交付金の申請 | 県・市 ※2 | 市 ・最大限に国費活用可能 |

これらの事項を
基本協定等に明記

※1 ミルハス大ホールと中ホールの面積比で建設・維持
管理費の負担割合を設定

※2 県が市分も含めて申請可能であったが、市の方針に
より県・市それぞれで申請